

東京都迷惑防止条例改正の ここが問題

弁護士
宇都宮 健児



都議会で改正案が審議された3月19日、都庁前で改正反対を訴える宇都宮さん

労働運動へ介入の恐れ

市民の反対押し切り可決

何かと忙しい年度末の3月、都議会ではどさくさに紛れて「つきまとい行為」などの規制強化を盛り込んだ東京都の迷惑防止条例の改正案が可決成立しました。多くの市民から批判の声がある条例改正の中心とは、一体どのようなものなのか。改正前から「警察権力による濫用を許す」とその問題点を指摘して訴えている、弁護士の宇都宮健児さんに寄稿いただきました。



弁護士の宇都宮さん

東京都議会は、正当な市民活動や労働運動、報道機関の取材活動などに警察権力の介入を招くおそれのある東京都迷惑防止条例の改正を、多くの都民・市民の反対にもかかわらず

たことは残念なことですが、今後この改正された条例が警察権力によって濫用されないよう、都民・市民がしっかりと監視していく必要があります。

行為類型追加と罰則の強化

今回の改正概要は、新たに(1)盗撮行為における「規制場所等」の拡大(第5条第1項第2号関係)、(2)つきまとい行為における「行為類型」の追加等(第5条の2関係)、(3)つきまとい行為における「罰則」の強化(第8条関係)、などです。

性的羞恥心を害する事項を告げること、の3類型を新たに追加しています。また、行為類型の一部追加として、(1)現行第5条の2第1項第1号に規定するつきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、同居付近の見張り、同居等への押し掛けに加え、「みだりにうろつくこと」を、(2)現行第5条の2第1項第3号に規定する、連続の無言電話、拒まれたにも関わらず連続電話、連続FAXの送付に加え、「拒まれたにも関わらず」「電子メールの連続送信」「SNS等の連続送信」を、それぞれ追加するものです。

現場警察官判断で 正当な理由の解釈曖昧

(1)恣意的に運用される危険性

ならず、3月29日賛成多数で可決成立しました。

このように問題の多い東京都迷惑防止条例の改正を阻止できなかったことは残念なことですが、

今回の条例改正と同様の内容が、「ストーカー規制法」にも盛り込まれていますが、ストーカー規制法は、規制対象を「恋愛感情の充足を目的とした行為に限定しています。東京都迷惑防止条例第5条の2の「つきまとい行為等の禁止は、「正当な理由なく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的とした行為」が規制対象になっています。

正当な理由があるか否かは現場警察官の判断に委ねられるほか、「悪意の感情を充足する目的」があるかも内心の感情であり、解釈は難しく、このままでは恣意的な運用が行われる危険性があります。

(2)「名誉を害する事項を告げること」を追加したことの問題点

「名誉を害する事項を告げること」という行為類型が追加されたことにより、刑法上の名誉毀損罪(刑法230条第1項)にあたらぬ行為も処罰が可能となります。

刑法の名誉毀損罪は「公然と人の社会的評価を低下させること」が要件な上に、被害者の告訴が必要ですが、今回の条例改正では、被害者の告訴が不要な上に、「公然」とは要件となっておりません。

国会前集会や路上で「安倍ヤメロ」などと安倍政権を批判したり、労働組合が社前集会以「ブラック企業」などと会社を批判したり、マンション建設に反対する住民が建設反対のプラカードを掲げたり、消費呼びかけることなども規制対象になる可能性があります。

また、行為の形に関する制限もないので、SNSでの発信も規制対象になる可能性があります。

(3)「監視していることを告げること」「みだりにうろつくこと」という行為類型を追加したことの問題点

「監視していることを告げること」「みだりにうろつくこと」という行為類型が追加されたことにより、マスコミの張り込み取材や市民オンパレードなどによる行政監視活動なども、規制対象になる可能性があります。

「悪意ある」で弾圧か 春闘中に不意打ちで成立



遠藤さん

3月27日の「迷惑防止条例改正案について考えるつどい」で発言されたとか。

遠藤さん、そもそも3月初めに、建交労も加盟している東京地評から、都議会で迷惑防止条例改正案が提出されるようになっていると連絡を受け、問題が起きていることを知り、春闘の真っ最中で、よく分からないまま

どんな話が進んでいく。それでも都議会への団体要望書を取り組み始めるうちに、これがひどい改定案なんだということが分かってきました。

22日の警察・消防委員会で可決後、29日に本会議で可決されてしまうのですが、27日に「考えるつどい」が緊急提起され、とにかく参加しなればよとの気持ちで結果し、発言となりました。

「悪意ある」というのは我々のごさくに紛れて通してしまおう、実際は組合・市民運動への締め付けを狙っているという意図が見え見えます。

また、チラシの「悪意」という言葉に、かつて行なった労働争議が思い浮かびました。

遠藤さん、相手は建交労東京の元執行委員が勤める会社で、団体交渉を拒否して組合側の消耗と分断を狙ってきた。運動を継続する中で、社長が社員総会で「一部の悪意ある人が騒いでいる」と言ったのです。組合としては、

仲間からも反対の声が



清水さん

体(労働組合や市民グループなど)を潰すことが狙いなんですよ。ますますこれから運動が厳しくなると思っています。



西村さん

ただ、西村滋雄さん談)条例改正には反対です。人間として、いろいろなところを自由に回ったりするもの。組合で参加するアモや集会などにも、現場にいる警察の判断次第では適用される可能性もあります。人権を無視した改正だと思えます。

「日野・電気」

成立後の濫用許さず 萎縮しないで活動継続を

さらには、今回の条例改正の審議過程において、監視庁が条例改正の理由とした「重大事案」に発展する恐れがある。早急な対応が必要という根拠、立法事実を、監視庁は何ら具体的に示すことができません。条例改正の根拠や立法事実を示すことができないような条例改正案を議会に提出する

残念ながら問題の多い東京都迷惑防止条例の改正が成立しましたが、今後は改正された条例の濫用を許さぬように警察をしっかりと監視することにも、市民活動や労働運動、報道機関の取材活動の側が絶対に萎縮しないことが、何より大切なことだと思います。

「迷惑防止条例改正案について考えるつどい」で労組の立場から発言された、全日本建設交連一般労働組合(以下建交労)東京都本部の遠藤寛書記長にお話を伺いました。

「迷惑防止条例改正案について考えるつどい」で発言されたとか。

遠藤さん、そもそも3月初めに、建交労も加盟している東京地評から、都議会で迷惑防止条例改正案が提出されるようになっていると連絡を受け、問題が起きていることを知り、春闘の真っ最中で、よく分からないまま

どんな話が進んでいく。それでも都議会への団体要望書を取り組み始めるうちに、これがひどい改定案なんだということが分かってきました。

22日の警察・消防委員会で可決後、29日に本会議で可決されてしまうのですが、27日に「考えるつどい」が緊急提起され、とにかく参加しなればよとの気持ちで結果し、発言となりました。

「悪意ある」というのは我々のごさくに紛れて通してしまおう、実際は組合・市民運動への締め付けを狙っているという意図が見え見えます。

また、チラシの「悪意」という言葉に、かつて行なった労働争議が思い浮かびました。

遠藤さん、相手は建交労東京の元執行委員が勤める会社で、団体交渉を拒否して組合側の消耗と分断を狙ってきた。運動を継続する中で、社長が社員総会で「一部の悪意ある人が騒いでいる」と言ったのです。組合としては、